

各賞における応募資格

賞名	応募資格	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM活動を導入し、顕著な成果をあげている事業場 	
TPM優秀賞 カテゴリーB	<ul style="list-style-type: none"> ・キックオフ後、2年程度の継続した活動実績があること ・生産現場を中心にTPM5本柱※¹を基本とした活動を展開していること ・応募時に自主保全第3ステップ完了し、第4ステップ活動中であること ・TPM活動の基盤整備が完了していること 	※1<5本柱> 個別改善、自主保全、計画保全、教育訓練、安全・衛生・環境の管理
TPM優秀賞 カテゴリーA	<ul style="list-style-type: none"> ・キックオフ後、3年程度の継続した活動実績があること ・事業場全体で、TPM8本柱※²を基本とした活動で成果をあげていること ・応募時に自主保全第3ステップ完了し、第4ステップ活動中であること ・TPM活動の基盤整備が完了していること 	※2<8本柱> 個別改善、自主保全、計画保全、開発管理、品質保全、管理間接部門、教育訓練、安全・衛生・環境の管理
TPM優秀継続賞	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM優秀賞カテゴリーBまたはカテゴリーA受賞後、2年程度の継続した活動実績があること ・事業場全体で、TPM8本柱※²を基本とした活動を展開していること ・TPM優秀賞の受賞時の成果を維持・向上させるとともに、維持・継続していくための方策が整っていること 	
TPM特別賞	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM優秀継続賞を受賞後、2年程度の活動実績があること ・事業場全体で、TPM8本柱※²を基本とした活動を展開していること ・TPM優秀継続賞受賞時の成果を維持・向上させるとともに、特徴のある画期的な活動を展開していること ・過去3年以内または当該年度にTPM優秀論文賞に応募の実績があること 	
TPMアドバンスト特別賞 (重点項目を設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM特別賞を受賞していること ・過去3年以内または当該年度にTPM優秀論文賞に応募の実績があること ・TPM特別賞受賞後、TPM8本柱※²を中心とした活動を2年以上展開し、成果が著しく向上していること ・TPM活動を展開する上での重点項目を設定のうえ活動し、成果がでていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募に当たって活動の重点項目としての例：経営（生産保全、品質保全、環境保全、原価低減等）、SCM、開発（新製品、新設備等）、その他受審事業場の実態に合わせて独自に定めた内容
TPMアドバンスト特別賞 (8本柱中心)	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM特別賞を受賞していること ・過去3年以内または当該年度にTPM優秀論文賞に応募の実績があること ・TPM8本柱※²を中心とした活動を2年以上展開し、TPM活動のさらなる向上を図り、成果をあげていること 	
TPMワールドクラス賞	<ul style="list-style-type: none"> ・TPM特別賞またはTPMアドバンスト特別賞を受賞していること ・前記賞の受賞後、2年以上の活動実績があり、その成果が著しく向上していること ・過去3年以内または当該年度にTPM優秀論文賞に応募の実績があること 	

審査制度の枠組み

審査区分	受審要件	審査員	日数	概況書等の提出	審査方法・内容	合否判定
第1次審査	各賞における応募資格を満たした事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則同じ審査員 ・審査員補が同行する場合もある ・審査員の人数 カテゴリーA } カテゴリーB } 2名以上 継続賞 } 特別賞 } アドバンスト賞 } 3名以上 ワールドクラス賞 4名以上	原則1日以上	第1次審査実施の3週間前までに「TPM実施概況書」(製本不要)を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・各賞審査項目を参考に、TPM実施による有形・無形の効果の確認 ・概況説明や現場事例を通じて「審査基準」を確認 ・有形・無形の成果は、キックオフ後のすべての活動が審査対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査当日、受審事業場にて発表 ・合否に至った審議内容についても発表 ・1次審査で不合格となった場合は次年度以降の受審
第2次審査	第1次審査合格事業場			第2次審査実施の3週間前までに「TPM実施概況書」(製本)を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・1次審査時の指摘事項の改善進捗状況の審査 ・TPM実施概況書の内容、現場事例を通じて、活動展開や定着状況を中心に全員参加の活動状況の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年10月下旬に開催されるTPM賞委員会決定文書で通知 ・不合格の場合は、次年度以降の受審

審査基準 — 審査時の確認事項 —

確認事項		解説
事業者としての基本的条件		企業が果たすべき社会的責任を履行し、労働安全および設備安全を実現することを基本条件としている。
展開のための必須条件	方針、目標策定	TPM [®] の方針と企業の基本方針とに整合性があり、TPM [®] が企業または事業場として戦略の中で明確に位置付けられ、「TPM [®] は仕事そのものである」との考えに則って経営に資する目標が立てられている。
	マスタープランの策定	初期の目的を完遂するために、TPM [®] の基本的な推進計画を時系列で示したマスタープランを作成し、すべての活動の基準として用い、また、事業場における各柱の推進計画を立案する際によりどころとしている。
	トップ(経営者)による推進体制の確立	TPM [®] 推進の最高責任者は経営者自身にあり、自らがその意思のもとにリーダーシップを発揮している。このことを前提としたTPM [®] 推進のための組織体制が確立され、機能している。
	職制主導型による重複小集団の編成	推進体制を確立する上で、職制主導型による重複小集団で構成された業務組織が編成されている。重複小集団組織の各階層には、それぞれ役割と責任が明確にされている。
	全員参加の機会の創出	「TPM [®] は仕事そのものである」との考えから、また個人が活動に参画することにより、個人の存在・達成感を明確にするために、全部門・全階層に渡って全員がTPM [®] 活動に参画している。
	ステップ展開方式の採用	なすべきことを確実に実行し、かつ、活動の進行中の指導ポイントを明確にするために、現段階でなすべきこと、次の段階でなすべきこと、および最終の姿を明確に示すステップ展開により活動の着実な進捗管理を進めている。
	ステップ診断の実施	ステップ展開により活動を進めるに当たり、次のステップに進むことの是非を指導的立場にある集団が評価し、さらに事業場のトップが評価する仕組みがあり、適切な指導が行われている。
	トップ診断機能の確保	TPM方針に述べたことが、自らが定めた計画通りの進捗並びに成果を生み出しているか、ある期間をもって経営者自身の目で達成状況を確認し、今後の方針・計画・体制等の変更の必要性について確認している。
	TPM [®] 展開の柱の設定	生産設備から問題を出さないための現場オペレーターならびに専門保全との設備管理に関する両輪体制、および源流管理による問題発生の予防、ならびに人材育成の観点から活動に向けた基本の柱が設定される。このことを踏まえて事業場としてのニーズに合致した活動のための柱を明確にしている。
	ロスの明確化	TPM [®] は慢性ロスをはじめとする「ロス」の徹底排除により経営に資することを目的としている。そのために、ロスの存在および定義、構造を明確にし、さらにそれらのロスを排除することによる経営への寄与度を明確にしている。
	問題／課題解決のための手法・技法の活用	慢性ロスをはじめとして、課題解決に向けて成果を導き出すために、適用すべき分析・解析・改善などのアプローチならびにその方法論を明確にし、論理的に活動を展開している。
	サークル活性化のためのツール活用	サークル活性化の有効なツールとして、「TPM [®] 活動板」「ワンポイントレッスン」「サークルミーティング」などが活用されている。
人材育成のための仕組みの確立	業務に応じた力量を持った要員を確実に確保するために育成に向けた体系があり、それに基づいた教育が実施されている。特に設備管理に直接携わる者に対して、専門技術者としての力量を担保することに加え新しい能力を備えた人材育成のためのプログラムが体系化され、展開されている。	